

令和7年4月1日から

入院時の食事についての負担金額が 変わりました

◎令和7年4月1日から入院時の食事の負担金額が、1食当たり以下のとおりに変更されました。

変更前

変更後

1 限度額認定証を提出されていない方	
2 限度額認定証を提出された以下の方	
① (1)一般(70歳未満) 限度額適用区分「ア」「イ」「ウ」「エ」	… 1食につき 490円 → 1食につき 510円
(2)高齢者(70歳以上) 現役並み所得者・一般所得者	
限度額認定証を提出された以下の方	
(1)一般(70歳未満) 限度額適用区分「オ」	… 1食につき 230円 → 1食につき 240円
② (2)高齢者(70歳以上) 低所得者Ⅱ	
(過去1年間の入院日数が90日を超えている場合)	… (180円) → (190円)
限度額認定証を提出された以下の方	
③ (1)高齢者(70歳以上) 低所得者Ⅰ	… 1食につき 110円 → 1食につき 110円 (変更なし)

自費診療の方は

1食につき690円+消費税

出産のため入院している方は 1食につき690円(非課税) です。

いずれも公的保険が適用された場合は、上表の金額となります。

県民健康プラザ鹿屋医療センター